一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱

平成21年４月１日

一関地区広域行政組合告示第12号

（趣旨）

第１　この告示は、介護給付及び予防給付に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、第２に掲げる者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う指導について基本的事項を定めるものとする。

（指導対象者）

第２　指導対象者は、次に掲げる者とする。

⑴　指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

⑵　指定地域密着型介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

⑶　指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

⑷　指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者

⑸　介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者

⑹　指定介護療養型医療施設又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者

⑺　指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

⑻　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

⑼　定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

⑽　法第45条第１項に規定する住宅改修を行う者又は改修を行った者

（指導方針）

第３　サービス事業者等に対する指導は、次に掲げる介護給付等対象サービスの取扱い並びに介護給付及び予防給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

⑴　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

⑵　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

⑶　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

⑷　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

⑸　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

⑹　指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

⑺　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

⑻　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

⑼　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

⑽　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

⑾　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）

⑿　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

⒀　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）

⒁　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）

⒂　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）

⒃　指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）

⒄　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）

（指導形態等）

第４　指導の形態は、次に掲げるものとする。

⑴　集団指導　管理者が指定の権限を持つサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの

⑵　実地指導　組合が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）又は組合が国若しくは岩手県と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）で、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行うもの

（指導対象の選定）

第５　管理者は、重点的かつ効率的な指導を行うため、別に定める計画に基づき、次の各号に定める基準により指導対象の選定を行うものとする。

⑴　集団指導　介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

⑵　実地指導

ア　一般指導　国の示す指導重点事項に基づき、又は管理者が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を選定する。

イ　合同指導　一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

（指導方法等）

第６　管理者は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者及び指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

２　集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付するなど必要な情報提供を行うものとする。

第７　管理者は、実地指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

⑴　実地指導の根拠規定及び目的

⑵　実地指導の日時及び場所

⑶　指導担当者

⑷　出席者

⑸　準備すべき書類等

２　実施指導は、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

３　実地指導の結果、改善を要すると認められた事項があるとき、又は介護報酬について過誤による調整を要すると認めたときは、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

４　管理者は、指導結果の通知をした当該サービス事業者等に対して、文書により改善内容等について報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第８　管理者は、実地指導中に次に掲げる状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等監査要綱（平成21年告示第14号）に定めるところにより監査を行うものとする。

⑴　著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。

⑵　介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められるとき。

（関係機関との連携）

第９　管理者は、指導の実施に当たっては、岩手県等の関係行政機関と連携を図り必要な情報交換を行い、適切な集団指導及び実地指導に努めるものとする。

（その他）

第10　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。